

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 1 月 26 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
京都府府営住宅退去者滞納家賃等回収業務
- (2) 業務の仕様等
別添「京都府府営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
京都府会計規則第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町
京都府建設交通部住宅政策課（2 号館 5 階）
電話番号 075-414-5366
- (2) 仕様書等の入手方法
ア 原則として、4（1）に記載の資格審査申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）の提出期間に、京都府住宅政策課のホームページからダウンロードすること。
イ やむを得ず直接交付を受ける場合は、2（1）の場所に問い合わせの上、4（1）に記載の申請書の提出期間に交付を受けること。

3 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のア、イのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。
 - ア 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 8 条の規定により登録された弁護士または同法第 30 条の 2 の規定による弁護士法人であること。
 - イ 過去において、弁護士法第 56 条第 1 項又は第 60 条第 1 項の懲戒を受けていないこと。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 申請書又は 4（6）に定める添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - ウ 仕様書に記載の業務を確実に履行できると認められる能力を有しない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほ

か、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは事業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

キ 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止されている者

ク 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(3) 地方自治法第243条の2第1項に基づき京都府の指定公金事務取扱者に係る指定を受けていること。なお、入札参加資格の確認申請を行う時点において指定を受けていない場合は、入札参加資格の確認申請と同時又はそれ以前に次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けるまでに指定を受けていること。なお、ウ、オについては、4(6)で提出している場合には再度の提出は不要

- ア 指定公金事務取扱者に係る指定申出書（様式1）
- イ 国、地方公共団体における公金事務の受託実績調書（過去5年分）（様式2）
- ウ 法人登記簿謄本（写し可）
- エ 事業運営体制の組織表（公金事務に複数の主体が関わるとき）
- オ 貸借対照表、損益計算書（既存の開示資料も可）（直近2年分）

4 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書及び(6)に記載の添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和8年1月26日（月曜日）から令和8年2月13日（金曜日）まで

(2) 質問書の提出期間

令和8年1月26日（月曜日）から令和8年2月2日（月曜日）まで

※電子メールにより提出すること。

※回答は、令和8年2月6日（金曜日）までに電子メールにより行う。

(3) 申請書の入手方法

ア 原則として、4(1)の期間に、京都府住宅政策課のホームページからダウンロ

ードすること。

イ やむを得ず直接交付を受ける場合は、2（1）の場所に問い合わせの上、4（1）期間中に交付を受けること。

（4）申請書の提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府建設交通部住宅政策課 管理・調整係

（5）申請書の提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

（6）添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては法人登記簿謄本及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書

イ 府税納税証明書（第2号様式の2）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 法人にあっては直前の2営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し（税務署の受理印押印済みのもの）又は納税証明書

オ 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱第3条各号に定める参加資格を有しない者に該当しないことを誓約する書類（第3号様式）

カ 取引使用印鑑届（第4号様式）

キ 権限を事務所長等に委任する場合には、委任状（第5号様式の1）及び受任者の身分証明書等（職と氏名が確認できるもの）

ク 弁護士会に所属している登録事項証明書等（写し可）

（7）資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

（8）その他

申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和8年2月27日（金曜日）までに、一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）により文書で通知する。

6 入札手続

（1）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月16日（月曜日）午後2時

イ 場所 京都府職員福利厚生センター2階 教養室

（2）入札方法

ア 入札書（第6号様式）を作成し、持参又は郵送するものとする。

- イ 代理人が入札する場合は、委任状（第5号様式の2）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしなければならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府府営住宅退去者滞納家賃等回収業務に係る入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、審査結果通知のほか、印鑑、名刺、身分証明書を持参すること。なお、資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- カ 入札者又はその代理人は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならぬ。
- ケ 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- コ 入札者が連合又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(3) 郵送による入札書の提出方法

- ア 受領期限 令和8年3月12日（木曜日）（必着）
- イ 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
京都府建設交通部住宅政策課 管理・調整係
- ウ その他
- (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
- (イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「京都府府営住宅退去者滞納家賃等回収業務に係る入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、入札執行者宛ての親展とする。
- (ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで(6(1)イの場所に提出するまでをいう。)は、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出することにより、入札を辞退することができる。

(5) 入札者は、本書及び仕様書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において本書等に疑義がある場合は、入札執行事務に關係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、本書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 入札書に記載する金額

入札は、本府が回収見込額として設定する400万円に各入札者が提案する成功報酬率を乗じた金額を記載する。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって契約額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する額（小数点第 3 位以下は切り捨てる。）を入札書に記載すること。

なお、消費税率が変更となった場合は、入札書に記載された金額に変更となった消費税率相当する額を加算した金額を契約金額とする。

また、「金額の内訳」の欄に、提案する成功報酬率（小数第 2 位まで）及び 400 万円に当該成功報酬率を乗じた金額を記載する。

（7）開札

ア 開札は、6（1）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに關係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

（8）入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 に掲げる資格を有しない者のした入札

イ 申請書等必要書類を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定

（1）落札者の決定方法

京都府会計規則第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

（2）再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限内の入札がなく、落札者がない場合は、速やかに再度入札を行う。

なお、入札者が再入札書（第 6 号様式）を提出しなかったときは、再度入札を辞退した者とみなす。

イ 当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、

失格とする。

(3) 落札の取消し

落札者が、契約締結を辞退したとき、又は知事の指定した期日内に契約を締結しないときは、当該落札を取り消すものとする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 入札保証金

免除する。

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第 159 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

12 契約書等の作成の要否

要する。

13 その他

- (1) 1 から 12 までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
- (3) 令和 8 年度の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を締結しないことがある。また、令和 9 年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。